

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	プレミアム付商品券事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受け、購買力が低下した生活者に対しプレミアム付き商品券(10,000円分を5,000円で購入)を発行し、消費下支えにつなげるとともに、地域経済の循環を図る。 ②実施主体である横手市共通商品券実行委員会への補助金 ③事業費@5,000円×16万セット=800,000千円 事務費@78,202千円 ④市民、横手市共通商品券実行委員会	R8.1	R8.3
2	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	公立病院物価高騰対策事業	①県の補助対象外となっている公立病院に対して物価高騰等の影響を受けている燃料費等及び食材料費の高騰分の負担軽減を図る。 ②市内の公立病院に対する補助金 ③【燃料費等】 令和3年度と令和6年度の病院運営に係る電気代、重油代、LPガス代の差額を基に1病床あたりの支援額を算定。 ・市立横手病院 70千円×229床=16,030千円 ・市立大森病院 70千円×150床=10,500千円 【食材料費】 秋田県で実施する県内医療機関に対する食材費等の支援事業単価を使用。 ・市立横手病院 6,400円×229床=1,466千円 ・市立大森病院 6,400円×150床=960千円 ④市立横手病院、市立大森病院	R7.4	R8.3
3	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	農業経営継続支援事業	①燃料や光熱費の価格高騰により影響を受けている施設園芸農業者等に対し、かかり増ししている生産費の負担軽減を支援し農業経営の安定を図る。 ②対象者に対する補助金 ③市内で施設園芸栽培等に取り組んでいる生産者に対し上限1,000千円(法人5,000千円)の範囲内で補助金を交付する。 令和6年度(11月～3月)の生産費(燃料費、光熱費、資材費、運賃)と、令和3年度(11月～3月)の生産費を比較して支援額を算定。(※20%以上かかり増している場合のみ対象とする) ・令和6年度の生産費－令和3年度の生産費＝対象額(A) ・対象額(A)×1/2＝補助金 個人(1件)358千円＋法人(5件)5,731千円＝(6件)6,089千円 ④市内の農業者、農業法人	R7.4	R8.3
4	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	飼料高騰対策事業	①飼料価格の高騰により影響を受けている畜産農業者の負担を軽減し、経営の安定を図る。 ②対象者に対する補助金 ③個人:令和6年1月から12月までに購入した飼料費の10%以内(上限額1,000千円)を補助する。※令和6年分の確定申告の数値を使用。 法人:直近1年間の決算資料の飼料費の10%以内(上限額2,000千円)を補助する。※直近の決算資料の数値を使用。 (種別) (対象者数) (補助金額) 乳用牛・肉用牛 28名 19,258千円 養豚 19名 35,000千円 養鶏等 5名 3,038千円 合計 52名 57,296千円 ④市内の畜産農業者等	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期																					
5	③消費下支え等を通じた生活者支援	よこて市民応援商品券事業	①食料品やガソリンを中心としたエネルギー価格など、物価高騰が市民の生活を圧迫していることから、市内で使用できる商品券(一人3,000円)を配布し、生活の支援を行う。 ②商品券換金費、事務費 ③商品券換金分:68,300人×3千円=204,900千円、事務費分:27,083千円 ④(1)基準日(令和7年4月1日)において、横手市の住民基本台帳に登録されている方かつ令和6年度住民税非課税世帯臨時特別給付金(一世帯あたり3万円)の対象にならない方 (2)出生または転入により、令和7年12月15日までに横手市の住民基本台帳に登録された方	R7.4	R8.3																					
6	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	伝統的産業緊急支援事業	①酒蔵等の地域に根差した伝統的産業が原材料米価格の高騰により影響を受けていることから、かかり増している原材料米の負担を軽減し、経営の安定を図る。 ②対象者に対する補助金 ③市内の酒造業及び味噌、麴を生産する食品製造業の事業者に対し、原材料米の仕入価格が、令和6年度と令和5年度を比較して上昇している場合に補助金を交付する。令和6年度の原材料米の60キログラムあたりの仕入価格と令和5年度の原材料米の60キログラムあたりの仕入価格の差に令和6年度の原材料米60キログラムを単位とした仕入数量を乗じた額を補助基準額とし、補助基準額の1/2の金額を補助(1円未満切捨て)。 1)酒造業:8,926千円(4事業者) 2)味噌・麴業者:2,429千円(9事業者) ④市内の酒造業または味噌・麴製造業の事業者	R7.7	R8.3																					
7	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	エネルギー価格高騰対策支援事業	①依然として不透明な世界情勢やトランプ米政権の関税措置による影響から各種エネルギー価格が高騰、高止まりし企業活動を圧迫している。これを支援し、持続可能な事業経営に寄与する。 ②対象者に対する補助金 ③1,300事業者(令和5年度に実施した「横手市エネルギー価格高騰対策補助金」への申請者922事業者に加えて、申請に係る煩雑さを解消したことにより、申請事業者の増加を想定) 【対象経費及び補助金額】 ・令和6年分所得税確定申告時の水道光熱費及び燃料費の合計額(法人の場合は前期法人税確定申告)の5%以内、上限10万円 ・横手市エネルギー価格高騰対策補助金の実績を基に補助金額、申請者数を積算 <table border="1" data-bbox="689 1265 1184 1400"> <thead> <tr> <th>(補助金額)</th> <th>(申請者数)</th> <th>(小計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2万円未満</td> <td>229者</td> <td>2,812千円</td> </tr> <tr> <td>2～4万円未満</td> <td>298者</td> <td>8,361千円</td> </tr> <tr> <td>4～6万円未満</td> <td>189者</td> <td>9,212千円</td> </tr> <tr> <td>6～8万円未満</td> <td>128者</td> <td>8,757千円</td> </tr> <tr> <td>8～10万円未満</td> <td>72者</td> <td>6,387千円</td> </tr> <tr> <td>10万円</td> <td>378者</td> <td>37,800千円</td> </tr> </tbody> </table> 【合計】1,294者 補助金額73,329千円+事務費298千円=73,627千円 ④中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項に規定する中小企業者又は農業法人のうち、市内に住所または事業所を有する者	(補助金額)	(申請者数)	(小計)	2万円未満	229者	2,812千円	2～4万円未満	298者	8,361千円	4～6万円未満	189者	9,212千円	6～8万円未満	128者	8,757千円	8～10万円未満	72者	6,387千円	10万円	378者	37,800千円	R7.7	R8.3
(補助金額)	(申請者数)	(小計)																								
2万円未満	229者	2,812千円																								
2～4万円未満	298者	8,361千円																								
4～6万円未満	189者	9,212千円																								
6～8万円未満	128者	8,757千円																								
8～10万円未満	72者	6,387千円																								
10万円	378者	37,800千円																								
8	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護保険施設物価高騰対策事業	①物価高騰の影響を受けている介護保険施設に対して、食料料費の高騰分を助成することにより負担軽減及び経営の安定化を図る。 ※県との協賛助成事業(県1/2、市1/2) ②補助金 ③・入所系(複合系含む.):2,055人×5,000円=10,275千円 ・通所系(複合系含む.):752人×1,650円=1,241千円 合計 11,516千円 ・県補助金:5,758千円 ④市内の介護保険施設	R7.7	R8.3																					

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
9	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害者支援施設物価高騰対策事業	①物価高騰の影響を受けている障害者支援施設に対して、食材料費の高騰分を助成することにより負担軽減及び経営の安定化を図る。 ※県との協調助成事業(県1/2、市1/2) ②補助金 ③・入所系①(3食提供) 5人×5,000円=25,000円 ・入所系②(2食提供) 289人×3,300円=953,700円 ・通所系(1食提供) 345人×1,650円=569,250円 合計 1,548千円 ・県補助金:774千円 ④市内の障害者支援施設	R7.7	R8.3
10	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	あつたか灯油助成事業	①物価高騰等の影響を受けている低所得者世帯の負担軽減を図るため、住民税非課税世帯等を対象に灯油購入費を助成する。 ②非課税世帯等への助成及び事務費 ③事業費:6,100円×9,800世帯=59,780,000円 (県補助:1/2=29,890,000円) 事務費:5,720,000円(県補助:2,989,000円) 県補助金:32,879千円 ④市内に住所を有する住民税非課税世帯等	R8.1	R8.3
11	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害者支援施設等物価高騰対策事業(R7補正)	①物価高騰等の影響を受けている障害者支援施設等の負担軽減を図るため、食材料費及び光熱水費の高騰分に対し助成する。(県補助率1/2) ②補助金 ③【食材料費】 ・入所系①@5,100円×5人=25,500円 ・入所系②@3,400円×274人=931,600円 ・通所系@1,700円×390人=663,000円 計1,620,100円 【光熱水費】 ・入所系@13,400円×279人=3,738,600円 ・通所系@9,300円×755人=7,021,500円 ・相談・訪問系@103,000円×10事業所=1,030,000円 計11,790,100円 県補助金:6,705千円 ④市内の障害者支援施設	R8.1	R8.3
12	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護保険施設等物価高騰対策事業(R7補正)	①物価高騰等の影響を受けている介護保険施設等の負担軽減を図るため、食材料費及び光熱費の高騰分に対し助成する。(県補助率1/2) ②補助金 ③【食材料費】 ・入所系@5,100円×2,100人=10,710,000円 ・通所系@1,700円×750人=1,275,000円 【光熱水費】 ・入所系@13,400円×2,100人=28,140,000円 ・通所系:9,300円×930人=8,649,000円 ・相談・訪問系:103,000円×75事業所=7,725,000円 県補助金:28,249千円 ④市内の介護保険施設	R8.1	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
13	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保育施設等物価高騰対策事業	①物価高騰等の影響を受けている私立保育施設等の負担軽減を図るため、食材料費の高騰分に対し助成する。(県補助率1/2) ②補助金 ③対象利用児童一人あたり8,700円×令和7年10月初日における対象利用児童数:1,134人≒9,866千円 県補助金:4,933千円 ④市内の保育施設等	R8.1	R8.3
14	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食食材価格高騰対策事業	①物価高騰の影響を受けた給食食材価格高騰分を支援することにより、保護者負担を増やすことなく、これまでどおりの質・量を確保した給食を提供する。 ②賄材料費に係る食材価格高騰分(R7.10～R8.3までの賄材料費) ③【積算根拠】 ・小学校@69円(食材価格高騰分)×3,073人(児童数)×91食=19,296千円 ・中学校@81円(食材価格高騰分)×1,790人(生徒数)×91食=13,194千円 ※小学校、中学校ともに教職員の給食費は除く。 ④市内の小中学校の児童・生徒の保護者	R7.10	R8.3
15	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	原油高騰対策運送事業者等支援事業	①市民の日常生活に必要な不可欠な公共交通の運行や物資の輸送等について、高止まりが続く燃料価格、物価高騰や人件費上昇などにより事業者の負担が増大していると考えられることから、対象事業者に対し経費等の一部支援を行うことで、市民生活における安全安心の確保につなげる。 ②補助金 ③【対象・事業費】 1)乗合・乗用事業者(バス・タクシー)1台あたり2万円 20千円×180台=3,600千円 2)貨物自動車運送事業者(一般)1台あたり1万円 10千円×460台=4,600千円 3)貨物自動車運送事業者(軽貨物)1台あたり3千円 3千円×30台=90千円 (※貨物運送事業者について、本社が県外の企業は対象外とする) 4)自動車運転代行事業者1台あたり1万円 10千円×40台=400千円 (※貨物運送事業者について、本社が県外の企業は対象外とする) 5)買物支援事業者(移動販売・利用者送迎)20千円×30台(路線)=600千円 ④タクシー事業者、貨物自動車運送事業者(緑ナンバー、黒ナンバー)、自動車運転代行事業者	R8.1	R8.3
16	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	二次救急医療機関物価高騰対策事業(R7補正)	①休日夜間の救急医療を担っている二次救急医療機関に対し、燃料費等の光熱費及び食材料費の過年度同期との差額(R2とR7)及び各種委託料の物価高騰の影響に伴う差額(R2とR6)の1/2を補助金として交付することにより、病院運営を安定させ、救急医療体制の維持を図る。 ②補助金 ③【対象】市立横手病院、市立大森病院、平鹿総合病院 【燃料費等】 ・市立横手病院 70千円×229床=16,030千円 ・市立大森病院 70千円×150床=10,500千円 ・平鹿総合病院 70千円×392床=27,440千円—県補助分11,960千円 =15,480千円 【食材料費】 ・市立横手病院 6,400円×229床=1,466千円 ・市立大森病院 6,400円×150床=960千円 【各種委託料】 ・市立横手病院 29,463千円×1/2=14,732千円 ・市立大森病院 26,765千円×1/2=13,383千円 ・平鹿総合病院 25,975千円×1/2=12,988千円 ④市立横手病院、市立大森病院、平鹿総合病院	R8.1	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
17	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療費助成オンライン資格確認システム改修助成事業	①医療資機材等の高騰で経営に苦しむ医療機関の経営負担の軽減を図るため、医療費助成システムに対応するためのレセプトコンピューター改修に係る費用の国補助を除いた分を助成する。 ②補助金 ③【対象・事業費】 ・病院 600千円×2件＝1,200千円 ・診療所 18千円×90件＝1,620千円 ・薬局(大型チェーン) 36千円×8件＝288千円 ・薬局(大型チェーン以外) 18千円×42件＝756千円 ④市内の民間病院、診療所、薬局	R8.1	R8.3
18	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	飼料高騰対策事業(R7補正)	①飼料価格高騰により、廃業を余儀なくされる畜産農家が増加することが懸念されている。畜産農家が経営及び規模の維持を図ることができるよう、特に高騰し畜産農家の経営を圧迫している飼料費に対し補助する。 ②補助金 ③【対象・積算根拠】 ・個人：令和7年1月から12月までに購入した飼料費(消費税を除いた額)の10%以内(上限100万円)を補助。※令和7年の確定申告の数値を使用予定。 ・法人：直近1年間の決算資料の飼料費(消費税を除いた額)の10%以内(上限200万円)を補助。※直近の決算資料の数値を使用予定。 (内訳) 乳用牛 5件 4,870千円 肉用牛 22件 11,391千円 養豚 15件 27,000千円 養鶏 3件 3,016千円 ④市内の畜産農家等	R8.1	R8.3
19	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	伝統的産業緊急支援事業(R7補正)	①酒蔵等の地域に根差した伝統的産業が原材料米価格の高騰により影響を受けていることから、補助金を交付することで、かかり増ししている原材料米の負担を軽減し、経営の安定化を図る。(令和7年度に仕入れた原材料米の仕入数量に60キロ当たり次の額を乗じた金額を補助金として交付 令和7年産米：4,000円 令和6年産米：600円) ②補助金 ③【対象・事業費】 ・酒類製造業 @9,999千円×4事業者＝39,996千円 ・味噌・麴製造業 @1,219千円×13事業者＝15,847千円 ・予備分@1,198千円 ④市内の酒類製造業、味噌・麴を生産する食品製造業の事業者	R8.1	R8.3